

職員災害対応ハンドブック

平成30年4月

山 梨 県

はじめに

地震や台風等による大規模な災害が発生した場合や発生する恐れがある場合には、被害を最小限に抑えるため、県職員が全力を挙げて対応しなければなりません。

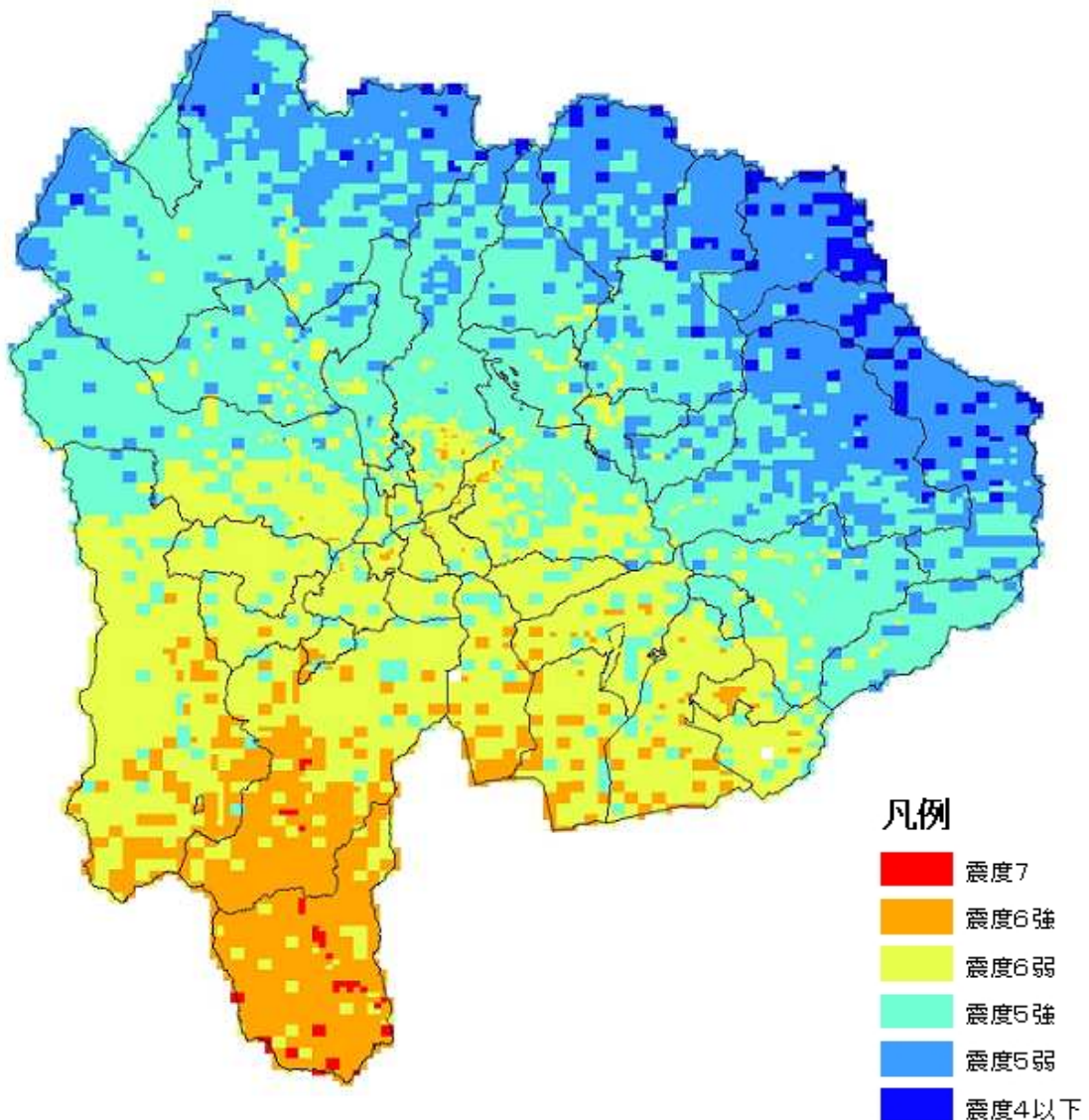
特に初動対応の遅れは、そのまま県民の生命と財産を大きく損なう結果にもつながりかねないため、県政に携わる私たち県職員は、いち早く庁舎に駆けつけ初動体制を確立することになっています。

阪神・淡路大震災以降も、全国で多くの災害が発生し甚大な被害が出ています。このハンドブックは、東日本大震災をはじめ、全国で起きている地震や風水害、火山災害などの教訓に学び、私たち県職員がとるべき行動の要点を掲載しています。

地震などの自然災害は、いつどこで発生するか予測することは困難ですが、本県は、大部分が「いつ起きてもおかしくない」と言われている「東海地震」の地震防災対策強化地域に指定されています。その現状をよく認識し、山梨県地域防災計画や山梨県業務継続計画等から各々の職務を熟知して、災害時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、災害への備えを万全にしてください。

< 想定震度分布図 >

山梨県東海地震被害想定調査（平成17年5月）



各自のメモ

氏 名		性 別	男・女
生 年 月 日	年 月 日	血 液 型	型 (Rh)
所 属	電話 FAX		
連 絡 が く る 人	氏 名	電話	
	氏 名	電話	
連 絡 を す る 人	氏 名	電話	
	氏 名	電話	
	氏 名	電話	
自 所 属 に 登 庁 で き な い 場 合 の 参 集 予 定 庁 舎	第 2 参 集 場 所	名 称 所 在 地	電 話 FAX
	第 3 参 集 場 所	名 称 所 在 地	電 話 FAX
	第 4 参 集 場 所	名 称 所 在 地	電 話 FAX
緊 急 時 の 連 絡 先 (家 族 の 連 絡 先 等)	電話		
	電話		
	電話		
	電話		
備 考			

災害対策本部・地方連絡本部における業務

所属本部	災害対策本部・()地方連絡本部
所属部班	部 班
分掌業務	(部・班の業務)
	(個人の担当業務)

業務継続計画(BCP)による業務

非常時優先業務	
---------	--

目 次

各自のメモ	()
災害対策本部・地方連絡本部における業務	()
災害時に備え、各自があらかじめ記入しておきましょう	

災害時の行動指針	1
----------	---

いざという時にすばやく確認すること

風水害、突発地震等の配備基準	2
どこに参集するのか	
・参集場所フロー	6
・登庁途中における被害状況報告書様式	7
登庁にあたっての服装と携行品	8
南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の配備基準	9

必要な時に確認すること

災害対策本部の組織と各部各班分掌事務	10
災害対策本部 各部・各班の業務分掌表	11
被害情報 収集・報告ルート	22

日頃から確認すること（防災基礎知識）

・防災の心構え	24
・山梨県における気象災害	27
・山梨県における地震災害	29
・山梨県における気象現象	30
・東海地震の危険性と地震防災対策強化地域	32
・気象庁震度階級表と配備態勢	34
・富士山の概要	36
・火山情報の種類と内容	37

災害時関係機関連絡先	38
------------	----

勤務時間外に大規模災害が発生した場合の行動指針

1 安全の確保を第一に考える

まず、自分自身、家族、近隣住民等の安全確保を最優先に考え、行動してください。

2 初期消火、人命救出に努める

自分や周囲の安全確保を行った後は、初期消火・出火防止に努めると共に、倒壊家屋からの人命の救出活動等を行ってください。

3 震度6弱以上の地震や災害対策本部設置の場合は全員登庁

地震等が発生した場合には、テレビやラジオの情報等に注意し、状況を確認してください。

県内で震度6（弱）以上の大きな地震をはじめ、大規模な災害が発生した場合は、すべての職員が登庁することになっています。（ p 5 ）

4 登庁には細心の注意を払う

建物の倒壊、道路の陥没、崖くずれ、橋りょうの落下等に細心の注意を払いながら、速やかに徒歩で登庁してください。

5 勤務場所に参集できない場合には・

自分の所属に参集することが原則ですが、自分の所属まで徒歩3時間以上の場合は、所属に安否について連絡し所属長の指示にしたがってください。（ p 6 ）

6 登庁時の携行品を忘れずに

飲料水や食料の確保ができない場合や、庁舎に泊まり込む場合を想定し、登庁の際は必要な物品を携帯してください。（ p 8 ）

風水害、突発地震等の配備基準

災害の発生またはその発生の恐れ の程度により、次のとおり職員の配備基準が定められています。(南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の配備基準 p 9)

ア 注意報等配備態勢

災害関連情報の収集活動をはじめとする応急対策活動に着手するものとする。

注 意 報 等 配 備 態 勢				
配備を要する所属	配 備 基 準			
	・大雨注意報 ・洪水注意報 のどれかー以上の発表	震度4の地震 の観測	大雪注意報 の発表	地震発生時でダム堤体底 部の地震加速度が 25gal 以上であったとき
人事課、職員厚生課、財政課、 税務課、財産管理課、行政経営 管理課、市町村課、情報政策課	(1)	(1)	(1)	(1)
防災危機管理課、消防保安課	(1)	(1)	(1)	(1)
農業技術課		2		
耕地課		2		
農務事務所農業基盤課		2		
県土整備総務課、景観づくり推 進室、建設業対策室、用地課、 技術管理課	(1)			
都市計画課		2		
道路整備課、高速道路推進課 道路管理課	(1)	(2)	(2)	
治水課	(1)	(2)		2【ダム担当】
砂防課				
下水道室		2		
建築住宅課、住宅対策室	(1)			
営繕課				
建設事務所	2	2	2	
中北建設事務所峡北支所	2	2	2	
峡南建設事務所(身延)	2	2	2	
富士・東部建設事務所吉田支所	2	2	2	
新環状道路建設事務所		2	2	
下水道事務所		2		
ダム管理事務所	1 [2]	2 [3]		2 [3]
企業局電気課		2		
企業局発電総合制御所	2	2		
企業局発電管理事務所	2	2		

表中の数値は必要最小限の配備職員数であり、災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。

()は複数所属による配備態勢である。

[]は業務委託を含めた配備態勢である。

イ 警報等配備態勢及び災害警戒本部配備態勢

事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部に移行できるようにするものとする。

	警報等配備態勢	災害警戒本部配備態勢		
	配備基準	配備基準		
配備を要する所属	・大雨警報 ・洪水警報 ・大雪警報 ・暴風(雪)警報の どれかー以上の発表	風水害や雪害で災害警戒本部設置の基準を満たしたとき	震度5弱・強の地震の観測	火口周辺警報：噴火警戒レベル3（入山規制）の発表
災害対策本部統括部		全員	全員	全員
政策企画課				2
広聴広報課	2	(統括部)	(統括部)	(統括部)
県民生活・男女参画課				2
世界遺産富士山課				4
私学・科学振興課				2
地域県民センター	2	2	2	2(富士・東部は全員)
リニア推進課				2
人事課	(2)			2
職員厚生課、財政課、税務課、財産管理課、行政経営管理課				
市町村課				2
情報政策課				2
防災危機管理課、消防保安課	(2)	(統括部)	(統括部)	(統括部)
福祉保健総務課	2	2	2	2
健康長寿推進課		2	2	2
子育て支援課		2	2	2
障害福祉課		2	2	2
医務課		2	2	2
衛生薬務課		2	2	2
健康増進課		2	2	2
保健福祉事務所	2	2	2	2(富士・東部のみ)
森林環境総務課	2	2	2	2
大気水質保全課				2
みどり自然課				2

県有林課				4
治山林道課	2	2	2	4
林務環境事務所	2	2	2	4(富士・東部のみ)
産業政策課				2
商業振興金融課				2
観光企画課				2
観光プロモーション課				2
観光資源課				2
農政総務課		2	2	2
畜産課				2
農業技術課	2	2	2	2
耕地課	2	2	2	2
農務事務所地域農政課	(2) (1)	(2) (1)	(2) (1)	(2)
農務事務所農業農村支援課				(富士・東部のみ)
農務事務所農業基盤課	2	2	2	
県土整備総務課、景観づくり推進室、 建設業対策室、用地課、 技術管理課	(4)	(4)	(4)	(2)
道路整備課、高速道路推進課	(4)	(4)	(4)	(2)
道路管理課				2
治水課	2	(4)	(4)	2
砂防課	2			4
都市計画課	2	2	4	2
下水道室	2(注1)	2	2	2
建築住宅課、住宅対策室	(2)	(2)	(4)	(4)
営繕課	2	2	2	
建設事務所	4	4	4	2(富士・東部のみ)
中北建設事務所峡北支所	4	4	4	
峡南建設事務所(身延)	4	4	4	
富士・東部建設事務所吉田支所	4	4	4	2
新環状道路建設事務所	4	4	4	
下水道事務所	2(注1)	2	2	2
ダム管理事務所	2[3](注2)	2[3]	4[5]	2[3](深城ダムのみ)
教育庁総務課				2
企業局総務課	2	2	2	2
企業局電気課	2	2	2	
企業局発電総合制御所	4	4	4	
企業局早川水系発電管理事務所	4	4	4	
企業局笛吹川水系発電管理事務所	2	2	2	

(注1) 大雨警報、洪水警報の発表時における配備とする。

(注2) 大雪警報、暴風(雪)警報の発表時における配備基準は、[1]とする。

風水害または地震により災害警戒本部が設置された場合、表中の出先機関は、管内の気象警報・震度に関わらず、全てが警戒本部配備体制をとり、被害情報収集等にあたる。

表中の数値は必要最小限の配備職員数であり、災害状況により必要な場合は、所属長の判断で配備につくものとする。

《 》は警報解除後に農作物被害を確認するための配備態勢である。警報解除後、状況が確認できる時間(日の出後)に業務につく。

()は複数所属による配備態勢である。

[]は業務委託を含めた配備態勢である。

ウ 災害対策本部配備態勢

情報、水防、輸送、医療、救護等の応急対策活動が円滑に行えるものとする。

災害対策本部配備態勢	
配備を要する所属	配 備 基 準
全所属・全庁態勢 (勤務時間外においては、 分掌する災害応急対策 に係る所要の人員を確保 する態勢)	各災害共通 ・相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れがあり、災害応急対策を必要とするとき 風水害等 ・県内において洪水、土砂災害等の大規模災害が発生したとき、又はそのおそれがあるとき ・県内に特別警報が発表されたとき 地震 ・震度5以上の地震で、相当程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき ・震度6弱以上の地震が県内に発生したとき 火山噴火 ・富士山に噴火警戒レベル4(避難準備)以上が発表されたとき その他、本部長が必要と認めたととき

「相当規模の災害」とは、人命救助や避難支援など県として災害応急対策を講じる必要があると判断した災害を指す。

「大規模災害」とは、災害救助法による救助を必要とする場合や、災害が広範囲にわたり又は、わたる恐れがあり、災害応急対策を必要とする場合である。

全庁態勢時には、全所属でローテーションにより24時間態勢で配備を行う。

災害の種別や状況に応じて、継続的な体制の見直しを行う。

震度6弱以上の地震を観測したとき等は、初動体制職員は、直ちに登庁し、「初動体制職員活動マニュアル」に定める所掌事務を実施する。

県外で大地震等が発生した場合は、別途配備を指示することがある。

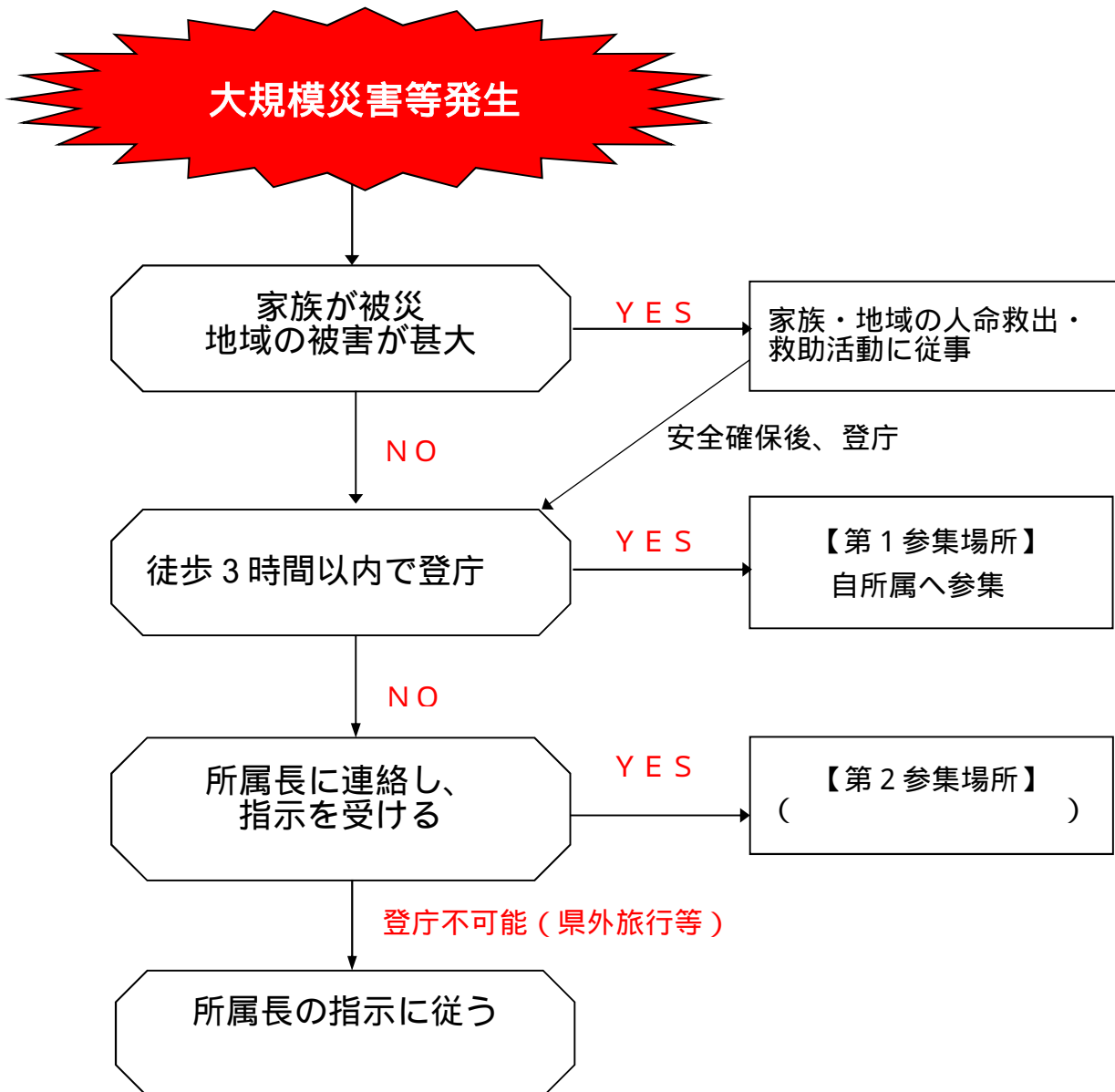
その他、大規模事故が発生した場合などには、必要に応じて、災害対策本部を設置する。

どこに参集するのか

スムーズに登庁するために、あらかじめ次のことを整理しておいてください。

原則として、自分の所属に参集します。(徒歩3時間以内の場合)

- (1) 各職員は、原則として自分の所属に参集します。
- (2) 建物の倒壊、橋りょうの落下、道路渋滞等を想定し、徒歩による複数の登庁ルートを決めておいてください。
- (3) 自分の所属まで徒歩3時間以上の場合は、所属に安否について連絡し所属長の指示にしたがってください。



登庁途中の被害状況や、災害応急活動に従事した場合など、登庁後、次ページの様式により報告してください。現場の状況を知る有効な情報源となります。

様式〔登庁途中における被害状況報告書〕

登庁途中の被害状況等

記入者所属		氏名	
報告年月日	平成 年 月 日 時 分		
発生場所			
確認時刻	平成 年 月 日 時 分 確認		
全体的な 概括状況 (土砂災害・倒壊・火災他)			
人的被害 (死傷者等)			
建物被害			
火災の 発生状況			
道路被害			
交通機関の 状況			
ライフラインの 状況			
災害応急活動 ・ その他			

提出先

- ・本庁に登庁の場合：各所属 災害対策本部統括部（情報班）
- ・出先機関に登庁の場合：各所属 地方連絡本部事務局(地域県民センター) 災害対策本部統括部(情報班)

登庁にあたっての服装と携行品

1 服装

トレーニングウェアや作業服などの動きやすい服装
運動靴、スニーカーなどの底の厚い履き慣れた靴
帽子
軍手、手袋

2 携行品

身分証明書
職員災害対応ハンドブック（本冊子）
保存食（最低3食分） ……平時、ロッカー等に予備を
飲料水（2ℓ程度の水） ……平時、ロッカー等に予備を
着替え ……平時、ロッカー等に予備を
雨具（季節により防寒着）
携帯電話及び10円玉（電話連絡用）
携帯ラジオ
懐中電灯（予備電池含む）
筆記用具（油性ボールペン・マジック等）
（ ）
（ ）

登庁後の注意事項

災害時には、マニュアルどおりに進まないことが多々生じることが予想されます。冷静さを失わずに対処してください。また、常に責任者に報告し、指示を受けながら行動してください。

不確かな情報は、流言飛語となって広まり、パニックの元になりかねません。県職員は根拠の確かな情報のみを収集・伝達するように心がけ、伝聞や憶測に基づく発言は厳に慎みましょう。

また、報道機関からの質問、問い合わせに対する回答は、原則として災害対策本部統括部（広報班）を通じて行ってください。

庁舎、電力、情報システム、通信等の資源の被災状況を把握し、利用できる必要資源を確認してください。

南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の配備基準

1. 経緯

昭和53年

- 地震予知情報に基づく警戒宣言の発令後に、緊急的な対応を的確に実施することで被害を軽減する仕組みを主要な事項とする「大規模地震対策特別措置法」が施行。

平成25年

- 中央防災会議の「南海トラフ沿いの大規模地震の予測可能性に関する調査部会」がとりまとめた報告において、「現在の科学的知見からは、確度の高い地震の予測は難しい」とされた。

その一方で、南海トラフ沿いにおける観測網の充実により、地震に関する様々な異常な現象を捉えることも可能になってきた。

平成29年9月

- 中央防災会議の「南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応検討WG」が取りまとめた報告書は、地震予知を前提としている大震法に基づく防災対応について、そのあり方を検討した上で、想定した状況で「どのような防災対応を取ることが適切か」、基本的な方向性について取りまとめている。

平成29年11月1日～

- 気象庁では、「東海地震に関連する情報」を変更し、「南海トラフ地震に関連する情報」を発表することとした。
- それにより、本県における当面の対応（体制）については、以下のとおりとする。

2. 本県の体制

(1) 警報等配備体制（防災局職員のみ）

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を国が開始した場合
又は、国が調査を継続している場合

(2) 災害警戒本部体制

南海トラフ沿いでM7の地震が発生した場合で、県内震度4以下の地震が観測された場合
県内で震度5弱、5強の地震が観測された場合

(3) 災害対策本部体制

震度6弱以上の地震が県内に発生した場合
震度5以上の地震で、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合

山梨県災害対策本部

県内に災害が発生し、または発生する恐れがある場合で防災の推進を図るために必要があると認めるとき、知事は「**山梨県災害対策本部**」を設置します。

設置基準（c、e、fは自動設置）

- a．相当規模の災害が発生し、又は発生している恐れあり、**災害応急対策**を必要とするとき
- b．県内において、洪水、土砂災害等の**大規模災害**が発生したとき、又はその恐れがあるとき
- c．県内に**特別警報**が発表されたとき
- d．震度5弱・強の地震で相当程度の災害が発生し、又は発生する恐れがあるとき
- e．**震度6弱以上の地震**が発生したとき
- f．富士山に**噴火警報：噴火警戒レベル4（避難準備）**が発表されたとき
- g．本部長が必要と認めるとき

災害対策本部には、災害応急対策を実施するための「**部**」が組織され、各々の部内に**所属を単位とする「班」**が編制されています。

この班ごとに災害時における具体的な業務内容が定められています。あらかじめその内容を十分に把握し、自分の職務を熟知しておいてください。（p.17）

特定の事務分掌がない班に所属する職員については、原則として自らが属する部内の他班の支援要員として、災害応急対策に従事することになります。

（被災の状況によっては、災害対策本部長の指示により、「部」を超えた配置を行う場合もあります。）

災害対策本部及び統括部は、特別の場合（例えば庁舎被災時等）を除き、**防災新館4階**に設置されます。

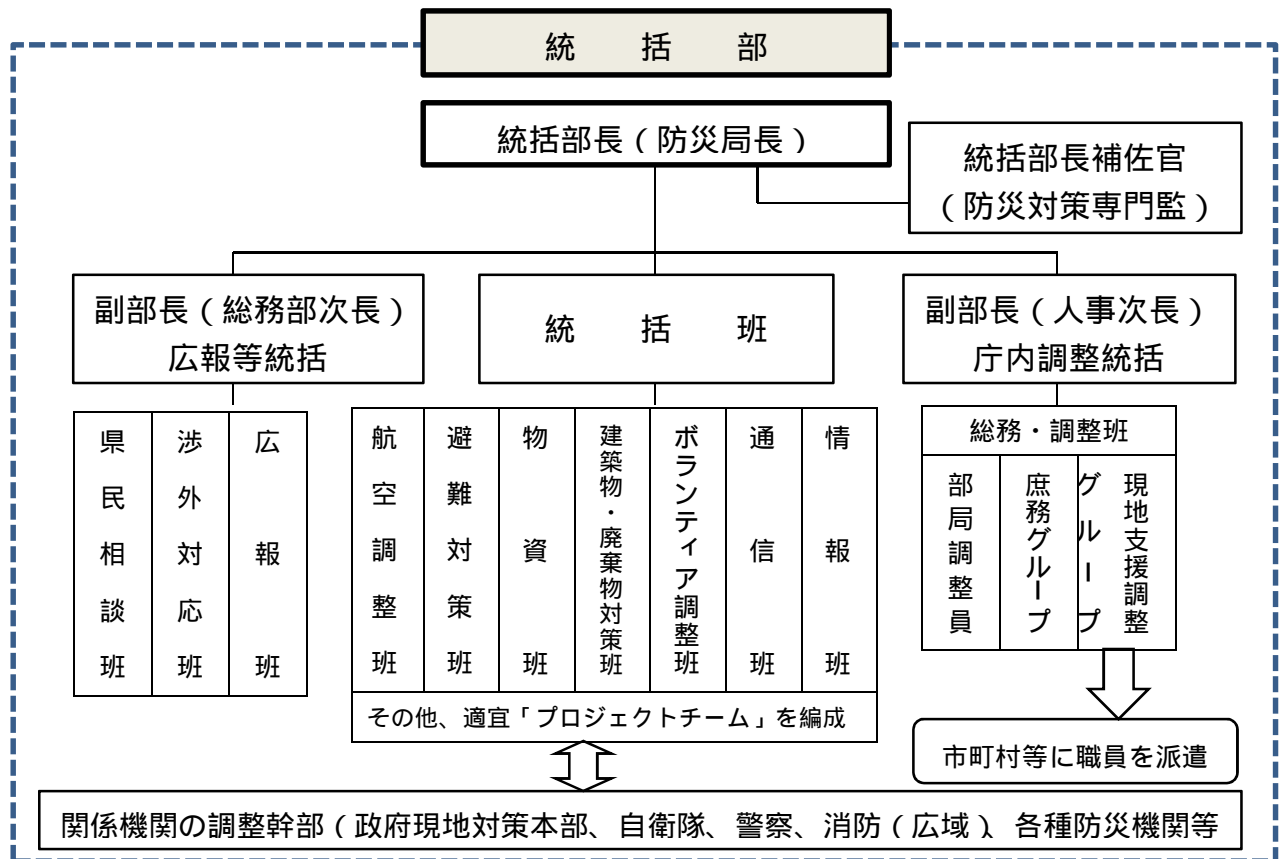
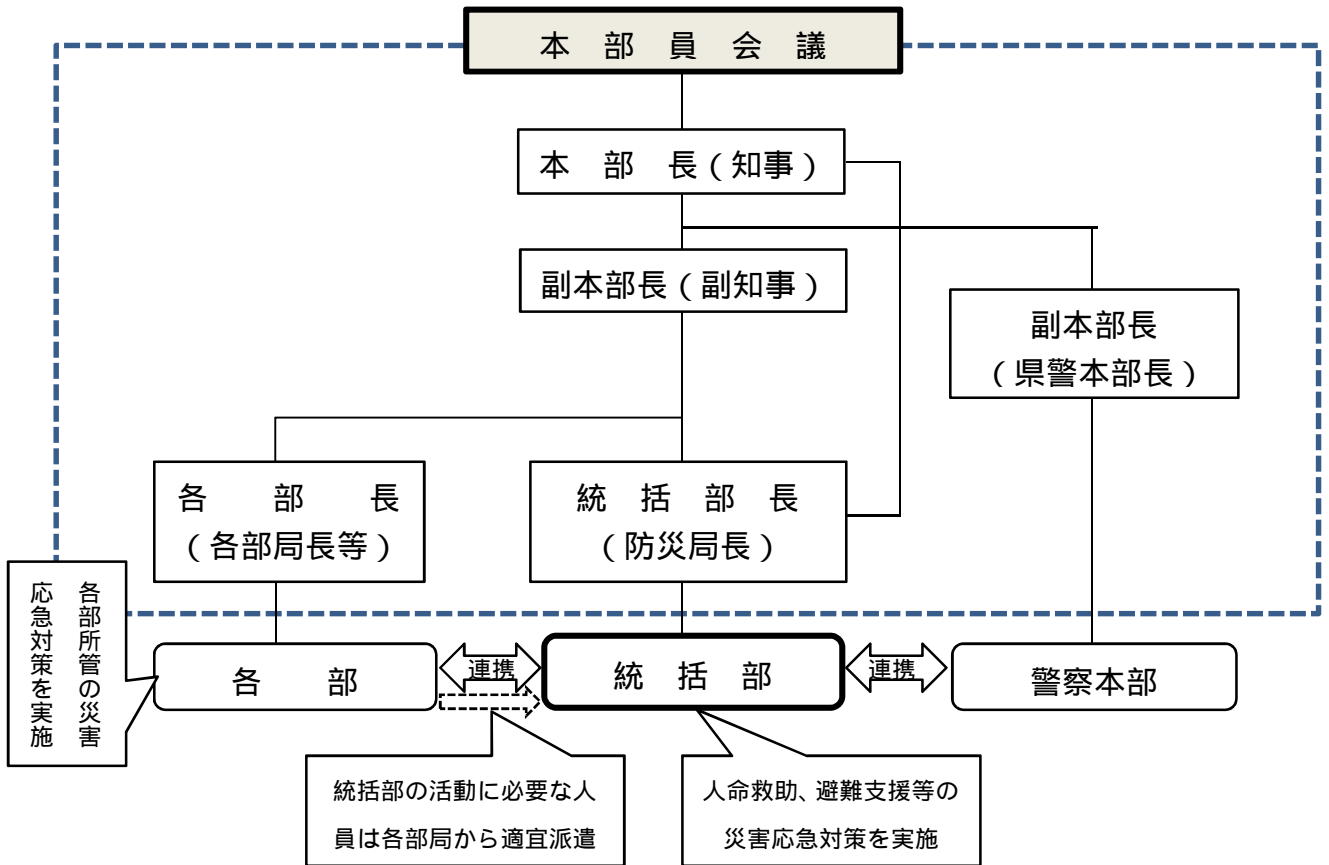
災害対策本部が設置されない場合でも、注意報配備及び警報配備態勢として指定された所属は、所属の業務に係る被害状況の把握や各機関との連絡調整などの業務を行うことになります。

「**地方連絡本部**」は各地域県民センター所長を本部長とし、管内の被害状況のとりまとめや、地域ごとに必要な災害応急対策等を実施します。

非常時優先業務については、**山梨県業務継続計画（BCP）**（山梨県《防災危機管理課》のホームページからダウンロードできます。）により適切に対応してください。

災害対策本部の組織と各部各班分掌事務

山梨県災害対策本部組織図



災害対策本部 各部・各班の業務分掌

名 称		分 掌 事 務
部	班	
統括部	別紙のとおり	別紙のとおり
総合政策部 (総合政策部 長)	政策企画班 (政策企画課長) 各推進室 (各推進室長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 災害対策本部統括部渉外対応班の応援に関する事
	秘書班 (秘書課長)	本部長の視察に関する事
	広聴広報班 (広聴広報課長)	災害対策本部統括部報道班に関する事
	地域創生・人口対策班 (地域創生・人口対策課長)	部内各班への応援に関する事
県民生活部 (県民生活部 長)	県民生活・男女参画班 (県民生活・男女参画課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 男女共同参画推進センターの被害調査及び応急対策に関する事
	北富士演習場対策班 (北富士演習場対策課長) 統計調査班 (統計調査課長)	部内各班への応援に関する事
	消費生活安全班 (消費生活安全課長)	1 生活関連物資の価格・需給動向調査に関する事 2 生活関連物資に関わる不当取引等の防止に関する事 3 生活関連物資調達の調整に関する事
	生涯学習文化班 (生涯学習文化課長)	県立文化施設(生涯学習文化課所掌)の被害調査及び応急対策に関する事
	世界遺産富士山班 (世界遺産富士山課)	1 (富士山での大規模災害における)関係者との連絡調整、情報 収集、被害調査に関する事 2 富士山世界遺産センターの被害調査、応急対策、観光客対策 に関する事
	私学・科学振興班 (私学・科学振興課長)	1 私立学校に関する地震防災応急対策に関する事 2 富士山科学研究所との連絡調整、情報収集、被害調査に関する事
	リニア交通部 (リニア交通 局長)	リニア推進班 (リニア推進課長) 交通政策班 (交通政策課長)

総務部 (総務部長)	人事班 (人事課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 職員の動員、派遣に関する事
	職員厚生班 (職員厚生課長)	災害対策本部統括部総務・調整班の応援に関する事
	財政班 (財政課長)	1 災害応急関係の予算に関する事 2 県議会との連絡に関する事
	税務班 (税務課長)	災害による県税の減免措置に関する事
	財産管理班 (財産管理課長)	県有財産の被害調査及び応急対策に関する事
	行政経営管理班 (行政経営管理課長)	1 災害対策本部統括部情報班の応援に関する事 2 災害対策本部統括部渉外対応班の応援に関する事
総務部 (総務部長)	市町村班 (市町村課長)	被災市町村及び支援市町村の行財政指導に関する事
	情報政策班 (情報政策課長)	各種システムの復旧に関する事
	人事委員会事務局班 (人事委員会事務局次長)	人事班等への応援に関する事
防災部 (防災局長)	防災危機管理班 (防災危機管理課長)	災害対策本部統括部に関する事
	消防保安班 (消防保安課長)	1 災害対策本部統括部に関する事 2 緊急消防援助隊受援に関する事
福祉保健部 (福祉保健部長)	福祉保健総務班 (福祉保健総務課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 社会福祉施設及び保護施設の被害調査及び応急対策に関する事
	監査指導班 (監査指導室長)	福祉保健総務班等への応援に関する事
	国保援護班 (国保援護課長)	
	健康長寿推進班 (健康長寿推進課長)	老人福祉施設等の被害調査及び応急対策に関する事
	子育て支援班 (子育て支援課長)	児童福祉施設(子育て支援課所掌)及び生活保護施設の被害調査及び応急対策に関する事
	障害福祉班 (障害福祉課長)	社会福祉施設及び児童福祉施設(障害福祉所掌)の被害調査及び応急対策に関する事
	医務班 (医務課長)	1 応急医療に関する事 2 医療関係の被害調査及び応急対策に関する事

	衛生薬務班 (衛生薬務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 水道施設の被害調査並びに飲料水の応急給水及び水道施設の復旧に関する事 2 医薬品卸売業者等及び毒劇物製造業者等の被害調査並びに応急対策に関する事 3 医薬品、医療機器等の供給に関する事 4 広域火葬に関する事 5 食中毒の防止に関する事 6 ペットに関する事
	健康増進班 (健康増進課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 感染症の予防に関する事 2 透析医療施設の被害調査及び応急復旧に関する事 3 特定給食施設の食事供給体制に関する事 4 歯科保健の活動調査に関する事
森林環境部 (森林環境部長)	森林環境総務班 (森林環境総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事
	大気水質保全班 (大気水質保全課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 公害関連施設の災害応急対策に関する事 2 環境放射能モニタリング調査に関する事
	環境整備班 (環境整備課長)	廃棄物処理対策に関する事
	みどり自然班 (みどり自然課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 災害からの自然保護対策に関する事 2 八ヶ岳自然ふれあいセンターの連絡調整、情報収集、被害調査に関する事
	森林整備班 (森林整備課長)	民有林の被害調査及び応急復旧に関する事
	林業振興班 (林業振興課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 民有林関係施設等の被害調査及び応急復旧に関する事 2 薪炭、水防用及び応急住宅用資材の確保に関する事
森林環境部 (森林環境部長)	県有林班 (県有林課長)	県有林の被害調査及び応急復旧に関する事
	治山林道班 (治山林道課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 林道及び治山施設の被害調査及び応急復旧に関する事 2 保安林の被害調査及び応急復旧に関する事
エネルギー部 (エネルギー局長)	エネルギー政策班 (エネルギー政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 エネルギー政策に関する事
産業労働部 (産業労働部長)	産業政策班 (産業政策課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 3 商工関係の被害調査に関する事
	商業振興金融班 (商業振興金融課長)	商業関係の被害情報収集、災害復興資金の斡旋及び生活関連物資調達の調整に関する事
	新事業・経営革新支援班(新事業・経営革新支援課長) 地域産業振興班 (地域産業振興課長)	商業振興金融班、災害対策本部統括部物資班等への応援に関する事

	企業立地・支援班 (企業立地・支援課長)	1 製造業関係の情報収集・提供並びに応急対策に関すること 2 立地企業との連絡調整に関すること
	労政雇用班 (労政雇用課長)	労働関係施設の被害調査及び応急対策に関すること
	産業人材育成班 (産業人材育成課長)	職業能力開発関係施設の被害調査及び応急対策に関すること
	労働委員会事務局班 (労働委員会事務局次長)	商業振興金融班等への応援に関すること
観光部 (観光部長)	観光企画班 (観光企画課長)	1 部内各班への連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 市町村を通じた観光関係団体、観光関連施設との連絡調整、情報収集、被害調査に関すること
	観光プロモーション班 (観光プロモーション課長)	1 やまなし観光推進機構との連絡調整、情報収集、被害調査に関すること 2 地場産業センターとの連絡調整、情報収集、被害調査に関すること 3 富士の国やまなし館との連絡調整、情報収集、被害調査に関すること
	観光資源班 (観光資源課長)	1 国際交流観光班等への応援に関すること 2 富士川観光センターとの連絡調整、情報収集、被害調査に関すること 3 富士北麓駐車場との連絡調整、情報収集、被害調査に関すること
	国際観光交流班 (国際観光交流課長)	1 定住外国人の支援に関すること 2 外国人旅行客の支援に関すること 3 国際交流センターとの連絡調整、情報収集、被害調査に関すること
農政部 (農政部長)	農政総務班 (農政総務課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 農業協同組合及び農業共済組合の地震災害応急対策に関すること
	農村振興班 (農村振興課長)	開拓財産及び国有財産の被害調査に関すること
	果樹・6次産業振興班 (果樹・6次産業振興課長) 販売・輸出支援班 (販売・輸出支援室長)	1 果樹・野菜関係流通施設等の被害調査及び応急対策に関すること 2 卸売市場の被害調査及び応急対策に関すること 3 農畜産物の流通販売の被害調査に関すること
	畜産班 (畜産課長)	1 畜産関係の被害調査及び応急対策に関すること 2 畜産物の調達及び斡旋の準備又は実施に関すること

	花き農水産班 (花き農水産課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 食糧の調達及び斡旋の準備又は実施に関する事 2 水稲等の被害調査及び応急対策に関する事 3 花き、特産関係の被害調査及び応急対策に関する事 4 水産関係施設の被害調査及び応急対策に関する事
	農業技術班 (農業技術課長) 担い手・農地対策班 (担い手・農地対策室長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 2 農産物等の被害調査に関する事 3 農産物等の技術対策に関する事 4 農業災害関係制度資金に関する事
	耕地班 (耕地課長)	農地及び農業用施設の被害調査及び応急復旧に関する事
県土整備部 (県土整備部長)	県土整備総務班 (県土整備総務課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内応急体制の確立に関する事 2 部内情報の取りまとめに関する事 3 県土整備本部班への応援に関する事
	県土整備本部班 (部付主幹)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内及び関係団体との連絡調整に関する事 2 応急復旧資材等の調達に関する事
	景観づくり推進班 (景観づくり推進室長) 建設業対策班 (建設業対策室長) 用地班 (用地課長) 技術管理班 (技術管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 県土整備総務班への応援に関する事 2 県土整備本部班への応援に関する事
	道路整備班 (道路整備課長) 高速道路推進班 (高速道路推進課長)	道路管理班への応援に関する事
	道路管理班 (道路管理課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 道路及び橋梁の被害調査及び応急復旧に関する事 2 交通規制の実施及び迂回路等の確保に関する事 3 道路情報の提供に関する事
	治水班 (治水課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関する事 2 水防活動の総括に関する事 3 水防情報の取りまとめ及び伝達に関する事 4 水防管理団体の指導連絡に関する事 5 河川の被害調査及び応急復旧に関する事 6 ダム施設の被害調査及び応急復旧に関する事
	砂防班 (砂防課長)	土砂災害等による砂防施設等への被害調査及び応急復旧に関する事
	都市計画班 (都市計画課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 都市施設の被害調査及び応急対策に関する事 2 被災宅地危険度判定士の出動要請に関する事
	下水道班(下水道室長)	下水道施設の被害調査及び応急対策に関する事

	建築住宅班 (建築住宅課長) 住宅対策班 (住宅対策室長)	1 被災建築物応急危険度判定士の出動要請に関すること 2 災害復旧住宅資金の融資に関すること 3 崖地近接住宅の除去、移転に関すること 4 災害応急仮設住宅建設に関すること 5 公営住宅の応急復旧に関すること 6 建築物・廃棄物対策班の応援に関すること
	営繕班 (営繕課総括課長補佐)	県有建物の被害調査及び応急対策に関すること
出納部 (会計管理者)	会計班 (会計課長)	1 部内各班の連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 災害関係経費の支払いに関すること
	管理班 (管理課長)	災害関係物資の調達に関すること (協定締結企業からの物資調達以外のものを含む)
	工事検査班 (工事検査課長)	治山林道班、耕地班、県土整備本部等への応援に関すること
	監査委員事務局班 (監査委員事務局次長)	管理班等への応援に関すること
企業部 (公営企業 管理者)	総務班 (総務課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 応急復旧用資材及び物資の調達に関すること 4 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること
	電気班 (電気課長)	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 水防情報の取りまとめ及び伝達に関すること
文教部 (教育長)	総務班 (総務課長)	1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 職員の動員、派遣及び応援に関すること
	福利給与班 (福利給与課長)	部内各班への応援に関すること
	学校施設班 (学校施設課長)	公立学校施設の被害調査及び応急復旧に関すること
	義務教育班 (義務教育課長)	1 市町村(組合)立学校の人的被害の取りまとめに関すること 2 被災児童、生徒の教科用図書の斡旋に関すること
	高校教育班 (高校教育課長) 高校改革・特別支援教育班 (高校改革・特別支援教育課長)	1 県立学校の人的被害の取りまとめに関すること 2 被災生徒の奨学金に関すること
	社会教育班 (社会教育課長)	社会教育施設の被害調査及び応急復旧に関すること並びに青少年施設の 地震防災対策に関すること

	スポーツ健康班 (スポーツ健康課長)	社会体育施設の被害調査及び応急対策に関すること
	学術文化財班 (学術文化財課長)	文化財の被害調査及び応急対策に関すること
警察本部 (警察本部長)	総務課 警備第二課 (警備第二課長)	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内及び関係団体との連絡調整に関すること 2 部内関係の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること 3 災害警備上の調査及び応急対策に関すること 4 犯罪の予防及び社会秩序の維持に関すること 5 災害時の交通の禁止及び規制に関すること 6 警察の通信に関すること

災害対策本部統括部 各班の業務分掌

統括班

<p>災害応急対策に必要な情報の収集に関する企画・分析</p> <p>連絡班長会議の開催</p> <p>災害対策本部・災害警戒本部・災害支援本部の設置</p> <p>緊急消防援助隊・自衛隊災害派遣</p> <p>現地災害対策本部の設置</p> <p>災害対策にかかる指揮</p> <p>東京地方連絡本部との連絡調整</p>

総務・調整班

<p>初動体制職員からの引き継ぎ</p> <p>災害状況の収集・伝達</p> <p>本部長、本部員等との連絡体制確保、登庁支援・統括部員への伝達</p> <p>職員の被災・参集状況の把握、動員可能職員の把握</p> <p>災害対策本部の総務・経理</p> <p>災害救助法に関する業務</p> <p>本部要員の生活維持の確保、人員管理</p> <p>災害状況・応急対策状況の記録、文書の収受</p> <p>災害対策本部各部・班及び地方連絡本部との連絡調整</p> <p>統括部内の人員管理</p> <p>現地連絡員(主に県本部との連絡員として情報収集等にあたる職員)を必要に応じて、災害対策本部が設置された市町村へ派遣</p> <p>現地連絡員(物資の一時集積場所(市町村役所、県施設、都市公園等)における物資の受渡支援を行う職員)を派遣</p> <p>総務・調整班、物資班との連携</p>

情報班

初動体制職員からの引き継ぎ
市町村・関係機関等からの被害状況等に関する情報の収集、整理及び記録
災害対策本部、関係部局への情報提供

通信班

初期段階での情報通信手段の確保
情報通信手段の確保・運営

広報班

報道機関との連絡調整
プレスセンターの設置運営
報道機関への発表
インターネット等による広報

県民相談班

災害時県民相談センターの設置
相談・問い合わせ処理

物資班

物資調達協定企業との連絡体制の確保
避難所・避難者の把握と救援物資必要量の推計
市町村等からの要請に基づく物資の調達
緊急物資の引渡
国家機関・他自治体からの救援物資の受入、仕分及び配送
災害対策本部の運営で必要な食料・物品等の調達
防災、避難者支援物資等の調達
交通施設の被災状況の把握
緊急輸送道路の確保
救援物資一次集積場の選定、管理・運営
輸送機関への輸送要請
倉庫協会・トラック協会からの物流専門家の派遣
緊急車両通行標章に係る事務
医療機関の患者又は職員に提供する食材等物資の把握・調達

建築物・廃棄物対策班

県庁舎・合同庁舎の被災状況の確認と応急対策
建築物の被災範囲・損壊状況の把握
応急仮設住宅の建設検討
応急仮設住宅の建設予定地の選定
災害廃棄物の把握・避難所におけるごみ・し尿の排出量の推計

涉外対応班

<p>国への提案・要望に関すること</p> <p>国の機関、国会議員等の視察等に係る連絡調整</p> <p>国会議員、県議会議員への情報提供</p>
--

航空調整班

<p>消防防災航空隊の運用</p> <p>他の都道府県からの航空応援要請</p> <p>自衛隊、緊急消防援助隊の航空応援要請</p>
--

ボランティア調整班

<p>災害ボランティアグループの情報など県災害対策本部に集まった情報の収集・整理、県災害救援ボランティア本部への情報提供</p> <p>県災害救援ボランティア本部運営支援等</p> <p>義損金、民間団体・個人からの義損物資に関すること</p>
--

避難対策班

<p>本部を通じた帰宅困難者の状況把握</p> <p>帰宅困難者の輸送に関すること</p> <p>避難者等の輸送に関すること</p> <p>緊急輸送道路の確保</p> <p>マイカー利用者への情報提供、情報（状況）収集、避難誘導、避難経路の確保</p>
--

医療班

<p>医療救護対策本部との調整に関すること</p>

土木班

<p>県土整備部災害対策本部連携に関すること</p>

地方連絡本部 各部の業務分掌

部 名	分 掌 事 務
地 域 県 民 セ ン タ ー	<p>1 管内の出先機関等との連絡調整に関すること</p> <p>2 管内の被害の取りまとめ及び本部への報告に関すること</p>
保 健 福 祉 事 務 所	<p>1 各地区医療救護対策本部の運営に関すること</p> <p>2 高齢者、障害者等への情報提供に関すること</p>
林 務 環 境 事 務 所	<p>1 管内の林業関係被害の取りまとめに関すること</p> <p>2 林道、治山施設等の応急復旧対策に関すること</p>
農 務 事 務 所	<p>1 管内の農業関係被害の取りまとめに関すること</p> <p>2 被災農家への生活指導に関すること</p>
建 設 事 務 所	<p>1 管内の道路等の防災応急対策に関すること</p> <p>2 復旧用資機材の調達に関すること</p>
(その他出先機関等)	<p>1 所属所掌業務に関する災害応急対策に関すること</p> <p>2 所管業務に関する被害の取りまとめ及び地方連絡本部への報告に関すること</p>

東京地方連絡本部の業務分掌

分 掌 事 務

- 1 政府・政党・中央省庁への情報伝達、陳情及び要望に関すること
- 2 政府、他都道府県等からの情報収集に関すること

被害情報 収集・報告ルート

各種災害情報の収集・報告ルートは、その時点での配備態勢によって異なります。状況に合わせ、適時的確な情報収集と報告を行うことを心がけてください。

また、災害発生時に情報（状況報告）が入ってこない地域については、甚大な被害を被っている場合もあるので、特に注意する必要があります。

なお、ここに記されていない項目については、下表を参考に対処してください。

注意報配備態勢

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 町 村 県 警 察 本 部 消 防 本 部	市町村・県警察本部・消防本部 県(防災危機管理課) 国(消防庁、関係省庁等) ↑
人、建物	市 町 村	市町村 防災危機管理課 消防庁等
農水産物	市 町 村	市町村 農務事務所 農業技術課 防災危機管理課
農業用施設	市 町 村 農 務 事 務 所	市町村 農務事務所 耕地課 農業技術課 防災危機管理課
林業施設	市 町 村 外	市町村外 森林環境総務課 防災危機管理課
道路、橋梁、河川 砂防、ダム、都市 建築、崖崩れ 下水道	各 管 理 者	管理者 建設事務所 下水道事務所 ダム事務所 各主管課 防災危機管理課
発電施設	各 発 電 施 設	各発電施設 企業局電気課 防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者 防災危機管理課

警報配備態勢

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 町 村 県 警 察 本 部 消 防 本 部	市町村 地域県民センター 県(防災危機管理課) 国(消防庁、関係省庁等) ↑
人、建物	市 町 村	市町村 保健福祉事務所 福祉保健総務課 防災危機管理課
病院	各 施 設 管 理 者	施設管理者 保健福祉事務所 福祉保健総務課 防災危機管理課
社会福祉施設	各 施 設 管 理 者	施設管理者 保健福祉事務所 福祉保健総務課 防災危機管理課
水道、清掃施設	市 町 村	保健福祉事務所 衛生業務課 福祉保健総務課 林務環境事務所 森林環境総務課 → 防災危機管理課
農水産物	市 町 村	市町村 農務事務所 農業技術課 防災危機管理課
農業用施設	市 町 村 農 務 事 務 所	市町村 農務事務所 耕地課 農業技術課 防災危機管理課
林業施設	市 町 村 林 務 環 境 事 務 所	市町村 林務環境事務所 各主管課 森林環境総務課 防災危機管理課
道路、橋梁、河川 砂防、ダム、都市 建築、崖崩れ 下水道	各 管 理 者	管理者 建設事務所 下水道事務所 ダム事務所 各主管課 防災危機管理課
発電施設	各 発 電 施 設	各発電施設 企業局電気課 防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者 防災危機管理課

各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告する。

災害警戒本部、災害対策本部配備態勢

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	県民・自主防災組織 事業者・管理者 市 町 村	県民等 市町村(地方連絡本部) 県災害対策本部 国(消防庁、関係省庁等)

(噴火警報：噴火警戒レベル3以降)

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 町 村 県 警 察 本 部 消 防 本 部	各機関 県(災害対策本部) 国(消防庁、関係省庁等) ↑
森林、道路、 観光、農業、 砂防	市 町 村 富士・東部管内出先 機関	市町村 県(災害対策本部) 富士・東部管内出先機関 各主管課 県(災害対策本部)
ライフライン	各 事 業 者	各管理者 県(災害対策本部)

その他の被害状況の報告ルート

調査報告主体	報告ルート
商 工 会 等	商工会 商工会連合会、商工会議所 産業政策課 防災危機管理課
各 管 理 者	市町村 教育事務所 教・総務課 防災危機管理課 私学管理者 私学・科学振興課 防災危機管理課 県立学校管理者 教・総務課 防災危機管理課
各 管 理 者	教育委員会関係 各管理者 教・総務課 防災危機管理課 企業局関係 各管理者 企・総務課 防災危機管理課 上記以外 各管理者 財産管理課 防災危機管理課

防災の心構え

1 「災害」とは

異常な自然現象や人為的原因によって、人間の社会生活や人命に受ける被害
(岩波書店刊「広辞苑 第六版」より)

地震や台風等の風水害により、自宅での寝食、仕事など普段「当たり前」にできていること～日常生活～が「できなく」なること(場合によっては生命が危うくなる場合も...)

災害が起きても、「食べること」「寝ること」...は不可欠。だから「災害時」に備えることが重要です。

2 「防災」とは

災害を防止すること (岩波書店刊「広辞苑 第六版」より)

予め「災害時(=非日常)」をイメージして、「心」と「形(仕組み)」の備えをすること。

自分自身や家族が負傷したり(最悪亡くなったり)、安否が不明だったりした場合は、「県民のための災害応急対策活動(=公務)」に専念することができなくなる」これを恥ずかしいことと思うくらいに考えてください。

3 自分と家族が被災者にならないためには

自宅の耐震性は大丈夫ですか？

家具が少なく安全な部屋はありますか？

棚の上の重いものは置き場所を変えましょう。

寝ている場所は安全ですか？

耐震診断や**家具の転倒防止**を行うとともに家族で確認を。

家族1週間分の食料・飲料水(1人1日3L)が確保されていますか？

保存食は自分や家族の状況(幼児、高齢者)に合ったものを。(日常の延長)

消費期限等に注意し、**適宜消費 補充**を繰り返す。

消火器の保管場所は？(素早く確実に使えますか？)

浴槽の水を初期消火に。また、最寄りの**屋外消火設備**などの位置を覚えておきましょう。

ガスの元栓、**電気のブレーカー**は素早く切れるように。

防災基礎知識

枕元には、スリッパや靴、懐中電灯、携帯ラジオを。

非常時には「正しい情報」が不可欠。ラジオ等・予備電池をセットで用意しましょう。

市町村防災行政無線も大切な情報源です。

貴重品、常備薬、めがね（お年寄りの場合は入れ歯も）などもすぐ持ち出せるようにしておきましょう。

アウトドア、キャンプ用品も役に立ちます。（野外生活もよい経験）

家屋からの避難口の確保を

地震の際には素早く玄関・窓を開け放つ。揺れにより開かなくなる場合も想定して、ポールなどの用意も。

万が一に備えてのトイレ対策も必要です。

家族との連絡方法の確認をしておきましょう。



災害時伝言ダイヤル「171」

災害時伝言ダイヤル「171」は、毎月1日に体験利用できます。

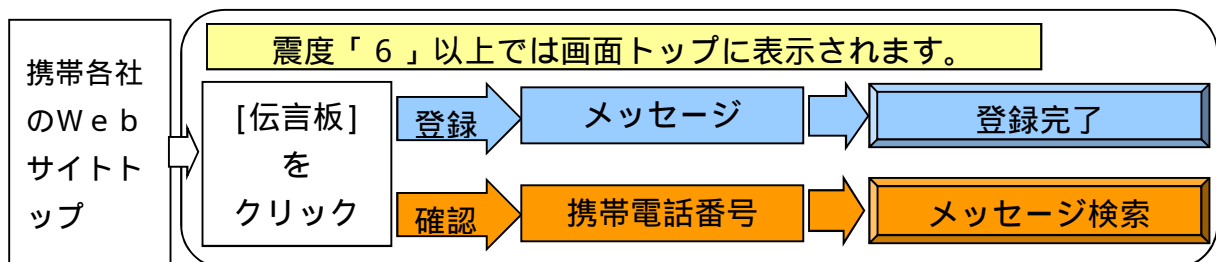


災害用伝言板

体験利用 毎月1日・15日、正月3が日

8月30日～9月5日：防災週間

1月15日～1月21日：防災ボランティア週間



家族の避難場所を知っていますか？

- ・自宅周辺や避難路等の状況を把握していますか？
- ・危険な箇所がありませんか。大地震発生時はブロック塀や自動販売機の倒壊、瓦や看板などの落下物に注意しましょう。
- ・地域の指定避難場所等にも家族みんなで実際に行ってみましょう。

防災基礎知識

地域、職場で行われる**防災訓練**には「積極的に」「真剣に」参加しましょう。

いざという時に頼りになるのが「隣近所や地域での助け合い」です。日頃からのコミュニケーションを大切に。

応急手当や、消火器などの使用方法もしっかり覚えましょう。

「今、地震が起こったら…」とイメージしてみましょ。

「備えあれば憂いなし」の「備え」は、まず心・意識の備えから。早速、今から始めてみましょ。

地震による被害を軽減するため、家庭では家具など、職場では什器等の固定に努めましょ。

山梨県における気象災害

山梨県の過去の主な気象災害

発生年月日	災 害	被害の概要等
1912(大正 1)年 9月 22日～23日	台 風	暴風雨による死者54人、家屋全壊2,601戸、農作物被害甚大
1920(大正 9)年 8月 2日～6日	台 風	大雨により南都留郡下の被害大死者18人
1922(大正 11)年 8月 23日～26日	台 風	大雨により東山梨郡下の被害大死者55人
1934(昭和 9)年 9月 18日～21日	室戸台風	大雨により県下被害大。全壊・流失家屋507戸、死者13人
1935(昭和 10)日 9月 21日～26日	前線・台風	大雨により県下に被害。特に富士川、塩川、荒川、御勅使川筋一体が激甚、死者39人
1936(昭和 11)年 9月 26日～27日	前線・低気圧	大雨により東山梨郡、東八代郡の笛吹川、金川、日川流域に被害。死者22人
1945(昭和 20)年 10月 3日～11日	前線・台風	大雨により死者・行方不明者36人、全壊・半壊家屋256戸、浸水家屋6,130戸
1947(昭和 22)年 9月 13日～15日	カスリン(キャサリン)台風	大雨により死者16人
1954(昭和 29)年 11月 27日～28日	雪 崩	低気圧の通過により富士山で大雪崩。死者15人
1959(昭和 34)年 8月 14日	台風7号	8.13夜からの豪雨により県下死者90人
" (")年 9月.26日	台風 15号 (伊勢湾台風)	豪雨により県下死者15人
1966(昭和 41)年 7月 22日	大 雨	集中豪雨により甲府市相川等が氾濫。死者1人、全・半壊家屋104戸、浸水家屋14,528戸

発生年月日	災 害	被害の概要等
1966(昭和 41)年 9月 25 日	台風 26 号	大雨による土砂崩落等で足和田村、芦川村、上九一色村等被害死者 175 人
1982(昭和 57)年 8月 1 日～3 日	台風 10 号	大雨により県下死者 7 人
1983(昭和 58) 年 8月 15 日～18 日	台風 5、6 号	大雨により県下被害大。死者 2 人 河口湖増水
1991(平成 3)年 8月 20 日～21 日	台風 12 号	大雨により東部・富士五湖地方で被害大。大月市で 死者・行方不明者 8 人
1991(平成 3)年 9月 18 日～19 日	前線・台風 18 号	大雨により県下に被害大。芦川村で死者・行方不明 者 2 人
1998(平成 10)年 1月 8 日～16 日	大 雪	3 回に渡る大雪により甲府で積雪 49cm、山中湖で 120cm などを記録。死者 3 人、農業被害大
1998(平成 10)年 9月 15 日～16 日	台風 5 号	大雨・強風により、県内全域で被害。死者 1 人、床上 浸水 43 戸、床下浸水 274 戸
2000(平成 12)年 9月 11 日～17 日	前線・台風	9 月 11 日～12 日に 310mm の総雨量を観測(甲府地 方气象台観測史上最大)床上浸水 103 棟、床下浸水 532 棟
2001(平成 13)年 1月 25 日～28 日	大 雪	1 月 28 日に山中湖で 105cm、甲府 38cm を記録、死 者 2 人
2003(平成 15)年 8月 8 日～9 日	台風 10 号	河川増水による死者 1 人、重軽傷者 4 人
2004(平成 16)年 10月 8 日～10 日	台風 22 号	大雨による土砂崩落のため身延町及び市川大門町 で住宅全壊(各 1 棟)、床下浸水 1 棟等
2004(平成 16)年 10月 20～21 日	台風 23 号	大雨による負傷者 1 名、甲府市等で床上浸水 57 棟、 床下浸水 253 棟等
2011(平成 23)年 9月 19～22 日	台風 15 号	大雨による床上浸水 18 棟、床下浸水 36 棟、 身延線不通
2014(平成 26)年 2月 14 日～22 日	大 雪	2 月 14 日から続き、1894(明治 27)年の観測開始以 来、120 年目の大雪となり、2 月 15 日に甲府で 114 cm、河口湖 143 cm を記録、死者 5 名

一回必経
台風の
大きさと
強さ

大 型	風速 15 m/s 以上の強風域の半径が	500～800km 未満
超大型		800km 以上

強 い	最大風速	33～44m/s 未満
非常に強い	"	44～54m/s 未満
猛烈な	"	54m/s 以上

山梨県における地震災害

山梨県の過去の主な被害地震

発生年月日	地震名 (震源)	マグニチュード	被害の概要・震度
1703(元禄 7)年 12月31日	元禄地震	M8.6	江戸・関東諸国で震度大。甲府では城・町で潰 134軒、郡内で死者83人、潰家211軒等
1707(宝永 4)年 10月28日 ~10月29日	宝永地震 (余震)	M8.4	我が国最大級の地震の一つ。潰家は東海、近畿 中部ほか甲斐でも多かったが、甲府では翌日の 余震の被害甚大
1854(嘉永 7)年 12月23日	安政東海地震	M8.4	東海・東山・南海諸道に大地震。潰家は甲府で 町屋7割、鰍沢では住家9割、死者は150人。甲 府で大火
1891(明治 24)年 12月24日	(山梨県東部)	M6.5	北都留郡で家・土蔵の壁落ち、地割れ・落石等あ り
1898(明治 31)年 4月3日	(山梨県中西部)	M5.9	南巨摩郡睦合村(現南部町)で山岳崩壊、地面 の亀裂等
1918(大正 12)年 9月1日	関東地震	M7.9	県内死者20人、負傷者116人、家屋全壊1,761 棟、半壊4,992棟、地盤の液状化3箇所など(関 東大震災)
1924(大正 13)年 1月15日	丹沢地震	M7.3	南都留郡内で負傷者30人、家屋全壊10棟、半 壊87棟等
1944(昭和 19)年 12月7日	東南海地震	M7.9	甲府市付近で負傷者2人、家屋全壊26棟、半壊 8棟、橋梁落下1箇所等
1976(昭和 51)年 6月16日	(山梨県東部)	M5.5	県東部で住家等一部破損77棟、道路22カ所等
1983(昭和 58)年 8月8日	(山梨県東部)	M6.0	県東部を中心に19市町村で被害。特に大月市 周辺に集中、負傷者5人、住家半壊1棟等、被 害総額3.5億円
1988(昭和 63)年 9月5日	(山梨県東部)	M5.6	富士吉田市で上水道給水停止、大月市、西桂町 で石垣崩落(計3箇所)
1996(平成 8)年 3月6日	(山梨県東部)	M5.5	県東部を中心に13市町村で被害。負傷者3人、 住家一部破損86棟、水道被害3,901戸等、被害 総額1.5億円

山梨県における気象現象

災害をもたらす気象現象には様々なものがあり、また単独の場合と複合的に起きる場合では災害の態様も異なる。

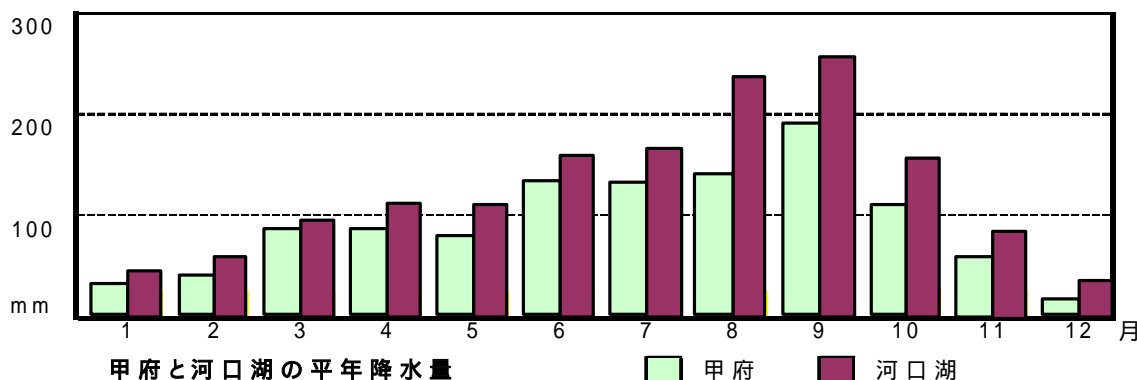
気象現象	災害（被害）をもたらす現象	災害の種類
雨	長雨 大雨 強雨 少雨	洪水 浸水 たん水 崖崩れ 土石流 地滑り 農作物障害 等
風	強風 竜巻	建築物被害 等
雪	大雪 融雪 着雪 雪崩	建築物被害 雪崩 等
気温	低温 高温	農作物障害 等
日照	不足 多照	農作物障害 等
その他	ひょう（あられ） 霜 雷	農業施設被害 霜害 等

大雨災害

大雨注意報基準以上の雨を「大雨」という。大雨を降らせる気象要因には、台風や低気圧、前線、雷雨などがある。台風や低気圧、前線は発達した雨雲を次々に作り、広い範囲で雨が降り続けるのに対して、夕立に代表される雷雨は狭い範囲に短時間で強い雨を降らせる特徴がある。

また長時間降り続く中で短時間に強い雨が集中する場合には特に大きな災害につながる恐れがある。

降水量は、甲府、河口湖とも台風の接近により秋雨前線が活発化しやすい秋の長雨期に最も多い。



一回必経
記録的短時間
大雨情報

大雨警報が発表されているとき、数年に1回程度発生する短時間の激しい大雨を観測したことを発表する情報。

一回必経
土砂災害警戒
情報

大雨による土砂災害発生の危険度が高まった時、市町村長が避難勧告等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、都道府県と気象庁が共同で発表する情報

防災基礎知識

台風災害

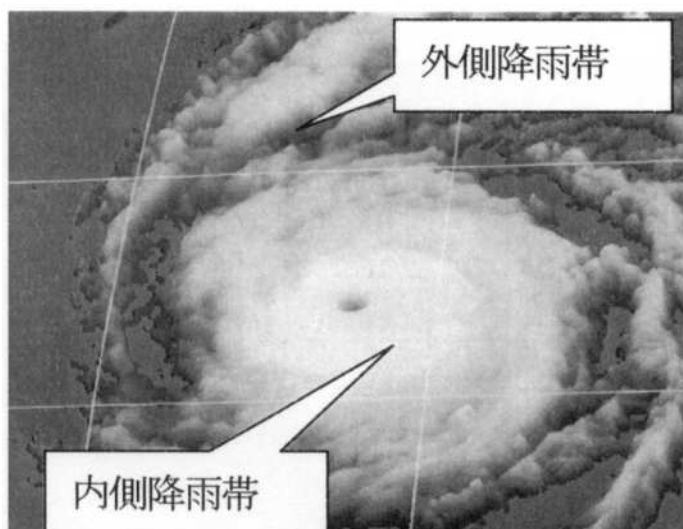
熱帯の海上で発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼び、このうち北西太平洋で発生して中心付近の最大風速がおよそ 17m/s(風力 8)以上になったものを「台風」と呼ぶ。

台風は平均で 1 年に約 26 個発生し、そのうち平均約 3 個が日本に上陸している。台風の発生数が多くなるのは 7 ~ 10 月で、日本への上陸数が多くなるのは 8 ~ 9 月である。

台風による大雨の特徴

台風が接近してくると、まず台風に戻り込んでくる外側降雨帯による断続的な雨が降り、さらに接近すると中心付近の発達した積乱雲による内側降雨帯によるまとまった大雨が降る。

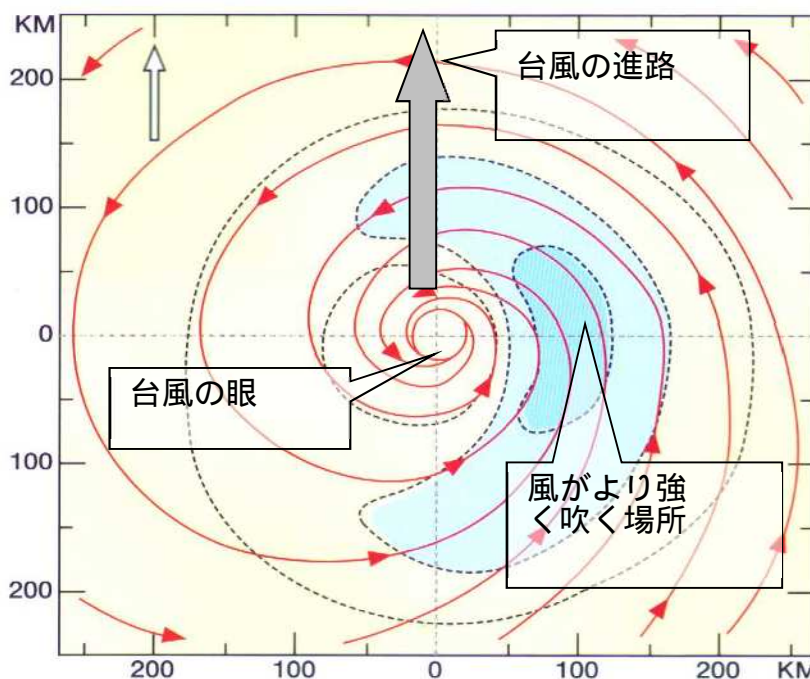
台風が遠く離れていても外側降雨帯による大雨に注意が必要なときがある。



台風による強風の特徴

台風は巨大な渦巻きで、風は中心に向かって反時計回りに吹き込んでいる。台風がある程度の速度で進むとき、台風進路の右側では風は進行方向に吹くため相乗効果で強く吹く。

また台風が近くを通過する場合、接近時よりも遠のくときの方が強い風(返し風)となることがある。



参照：甲府地方気象台編「防災情報の手引き」(平成 16 年 3 月)

東海地震の危険性と地震防災対策強化地域

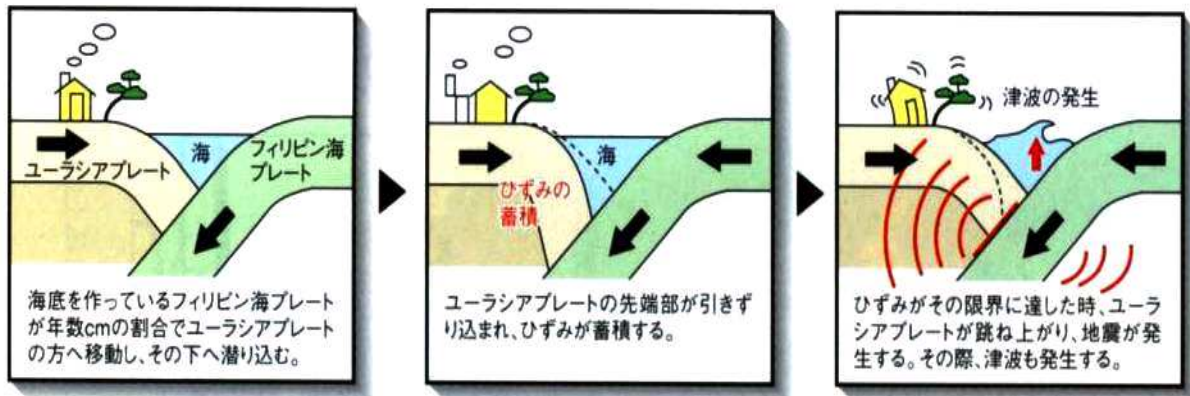
東海地震とは

地球の表面は、厚さ数10km～100kmの岩盤（プレート）で覆われています。駿河湾北端 - 御前崎沖は陸側の「ユーラシアプレート」と海側の「フィリピン海プレート」の境界にあたり、海側のプレートが陸側のプレートの下に潜り込む「駿河トラフ」と呼ばれる地形を形成しています。ここでは、陸側のプレートが引きずり込まれることによる歪みが蓄積されており、この歪みが限界に達した時に、陸側のプレートが跳ね戻ることにより発生する地震が「プレート境界型地震（海溝型地震）」と呼ばれる「東海地震」です。（図1参照）

トラフ...プレートの沈み込みにより生じた溝

気象庁では、東海地域の地殻変動を把握するために「体積歪計」等の観測機器を設置し、常時観測を行っています。歪計が、「陸側プレートの元に戻ろうとする動き（前兆すべり）」をとらえることができた場合に、地震発生の予知が可能になります。

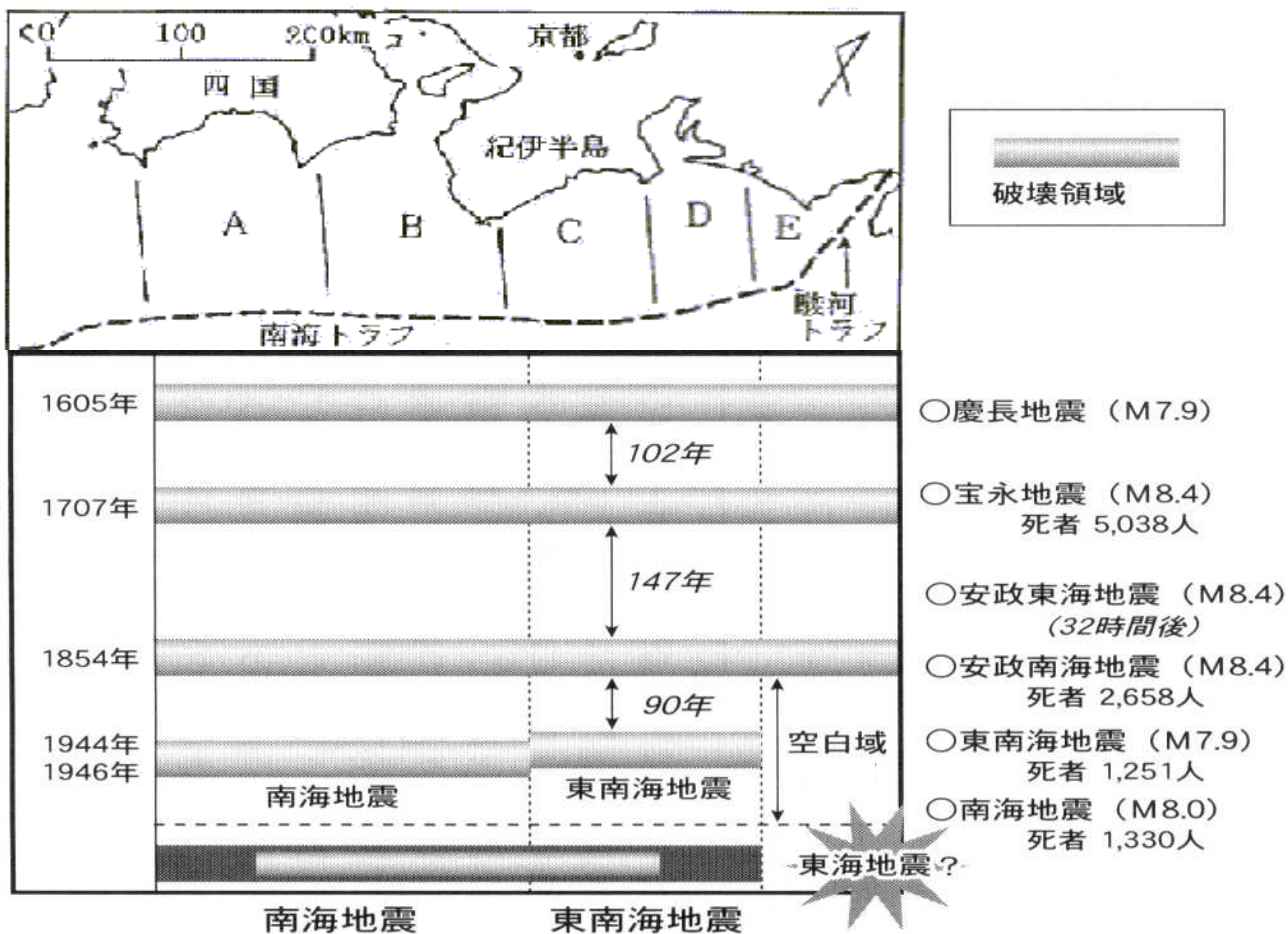
図1 プレート境界型地震発生のしくみ



一回必読
マグニチュードと震度

マグニチュードは地震のエネルギーを数値化したもので、震度は地震の揺れ方を数値化したものです。
電球に例えると「電球そのものの明るさ」がマグニチュード（＝一定）で、「照らされる部屋の明るさ」（＝電球からの距離により明るさが変わる）が震度ということができます。

東海地震の危険性



駿河トラフから南海トラフに沿った海域では、100年～150年程の周期で大規模地震が繰り返し発生してきました。しかし1944年東南海地震及び1946年南海地震では東海地震の震源域（E領域）は破壊されず、エネルギーが蓄積され続けています。歴史に記録されている地震間隔は1854年の「安政東海地震」から150年以上を経過し東海地震は「いつ起きてもおかしくない」状況にあるといえます。

気象庁震度階級表と配備態勢

震度階級	本部体制	配備態勢	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0			人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1			屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2			屋内で静かにしている人の大半が揺れを感じる。眠っている人の中には目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
3			屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。歩いている人の中には揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が目覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4		注意報配備	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて揺れに気づく人がいる。
5 弱		警戒本部配備	大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのが分かる。道路に被害が生じることがある。
5 強			大半の人が物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちる物が多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	災害対策本部	災害対策本部配備	立っていることが困難になる。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強			立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない重い家具のほとんどが移動し倒れるものがおおくなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7			固定していない家具のほとんどの家具が移動したり倒れたりし、飛ばすこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。	
認知事項が必要と		災害対策本部配備			

震度階級	本部体制	配備態勢	木造建物（住宅）		鉄筋コンクリート造建物	
			耐震性が高い	耐震性が低い	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱		警戒本部配備		壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。		
5 強			壁などになひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。		
6 弱	災害対策本部	災害対策本部配備	壁などに軽微なひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強			壁などになひび割れ・亀裂が見られることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多い。	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7			壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材にひび割れ・亀裂がさらに多くなる。1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。
知事が必要とき		災害対策本部配備				

富士山の概要

活火山としての富士山

概ね過去 1 万年以内に噴火した証拠がある。又は、活発な噴気活動がある火山をいい、日本には 1 1 0 の活火山があります。(気象庁定義)

富士山も、1 7 0 7 年に噴火記録(宝永噴火)があるので活火山です。(現在は休火山や死火山という用語は用いられません)

富士山との共生

優れた景観や水資源、高原野菜等は、富士山火山による恩恵です。富士山の自然環境や恵みへの理解を深めながら、環境教育、災害に強い地域社会の形成や火山に関する教育・普及・啓発を行い富士山との共生を図る必要があります。

郷土史年表等による富士山の主な火山活動史

800 (延暦 19.4 ~)	富士山大噴火 大量の火山灰を噴出(日本紀略)
864 (貞観 6.5. ~)	富士山大噴火 溶岩流が本栖湖を埋める (貞観大噴火)(三代実録)
1083 (永保 3.2.28)	富士山大噴火 (扶桑略記)
1435 (永享 7.1.30)	富士山に山炎が確認 (王代記)
1707 (宝永 4.11.23)	未明から富士山大噴火、宝永山が出現する (宝永大噴火)

主な火山現象

噴 気

火山内部から噴出する気体で、通常大部分が水蒸気ですが、二酸化炭素、硫化水素、亜硫酸ガス等が含まれることもあります。

溶岩流

1,000 前後の高熱の溶岩が斜面を流れる現象で、溶岩流の進路上にある家や道路を埋め近くの木々を燃やします。

火砕流・火砕サージ

高温の岩石・火山灰・火山ガスの混合物が、一団となって斜面を高速で流下する現象です。

融雪型火山泥流

雪が積もっている季節に噴火が発生し、火砕流などによって斜面の雪が融けて、土砂を取り込んで高速で流れ下る現象です。

火山情報の種類と内容

気象庁から発表される富士山に関する火山情報の種類及び内容

種別	名称	対象範囲	レベル	説明		
				火山活動の状況	住民等の行動	登山者・入山者への対応
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより 火口側	レベル5 避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域や方法等を判断)	
			レベル4 避難準備	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、災害時要援護者の避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から居住地域 近くまで	レベル3 入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	通常的生活(今後の火山活動の推移に注意。入山規制)。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等(状況に応じて規制範囲を判断)
		火口周辺	レベル2 火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。		火口周辺への立入規制等(状況に応じて火口周辺の規制範囲を判断)
予報	噴火予報	火口内等	レベル1 活火山であることに留意	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	通常的生活	特になし(状況に応じて火口内への立入規制等)

災害時関係機関連絡先（山梨県）

本庁の各所属へ防災電話をかける方法（ 9 - 200 - 内線番号 ）

機関・部署・担当者等	電話・FAX番号
防 災 危 機 管 理 課 （ 防 災 対 策 一 般 ）	電話 055-223-1432 FAX 055-223-1429
交 通 政 策 課 （ 公 共 交 通 機 関 等 の 被 害 ）	電話 055-223-1353 FAX 055-223-1335
福 祉 保 健 総 務 課 （ 応 急 救 護 、 ボ ラ ン テ ィ ア ）	電話 055-223-1441 FAX 055-223-1447
障 害 福 祉 課 （ 障 害 者 対 応 ）	電話 055-223-1460 FAX 055-223-1464
医 務 課 （ 医 療 、 救 護 、 救 急 搬 送 ）	電話 055-223-1480 FAX 055-223-1486
森 林 整 備 課 （ 森 林 な だ の 被 害 ）	電話 055-223-1645 FAX 055-223-1649
林 業 振 興 課 （ 林 産 物 な だ の 被 害 ）	電話 055-223-1648 FAX 055-223-1678
治 山 林 道 課 （ 林 道 被 災 、 山 地 災 害 ）	電話 055-223-1661 FAX 055-223-1663
商 業 振 興 金 融 課 （ 中 小 企 業 の 復 興 相 談 ）	電話 055-223-1535 FAX 055-223-1534
畜 産 課 （ 畜 産 物 の 被 害 ）	電話 055-223-1605 FAX 055-223-1609
農 業 技 術 課 （ 農 産 物 の 被 害 ）	電話 055-223-1616 FAX 055-223-1622
耕 地 課 （ 農 地 等 の 被 害 ）	電話 055-223-1626 FAX 055-223-1624
道 路 管 理 課 （ 県 道 な だ の 管 理 ）	電話 055-223-1698 FAX 055-223-1699
治 水 課 （ 河 川 の 災 害 ）	電話 055-223-1702 FAX 055-223-1704
砂 防 課 （ 崖 く ず れ な だ の 土 砂 災 害 ）	電話 055-223-1712 FAX 055-223-1714
建 築 住 宅 課 （ 応 急 仮 設 住 宅 ）	電話 055-223-1730 FAX 055-223-1736

地域県民センターへ防災電話をかける方法

- ・中北 (9 - 4 0 0 - 内線番号) ・ 峡東 (9 - 3 0 0 - 内線番号)
- ・ 峡南 (9 - 3 6 0 - 内線番号) ・ 富士・ 東部 (9 - 4 2 0 - 内線番号)

機関・部署・担当者等	電話・FAX 番号
中 北 地 域 県 民 セ ン タ ー	電話 0 5 5 1 - 2 3 - 3 0 5 1 FAX 0 5 5 1 - 2 3 - 3 0 1 2
峡 東 地 域 県 民 セ ン タ ー	電話 0 5 5 3 - 2 0 - 2 7 0 0 FAX 0 5 5 3 - 2 0 - 2 7 0 5
峡 南 地 域 県 民 セ ン タ ー	電話 0 5 5 6 - 2 2 - 8 1 3 0 FAX 0 5 5 6 - 2 2 - 8 1 3 5
富 士 ・ 東 部 地 域 県 民 セ ン タ ー	電話 0 5 5 4 - 4 5 - 7 8 0 0 FAX 0 5 5 4 - 4 5 - 7 8 0 4

災害時関係機関連絡先（市町村）

機関・部署・担当者等	電話・FAX 番号
甲 府 市 防 災 課	電話 0 5 5 - 2 3 7 - 5 3 3 1 FAX 0 5 5 - 2 3 7 - 9 9 1 1
富 士 吉 田 市 安 全 対 策 課	電話 0 5 5 5 - 2 2 - 9 0 7 0 FAX 0 5 5 5 - 2 2 - 1 0 3 0
都 留 市 行 政 防 災 室	電話 0 5 5 4 - 4 6 - 0 1 1 1 FAX 0 5 5 4 - 4 3 - 5 0 4 9
山 梨 市 総 務 課	電話 0 5 5 3 - 2 2 - 1 1 1 2 FAX 0 5 5 3 - 2 3 - 2 8 0 1
大 月 市 総 務 管 理 課	電話 0 5 5 4 - 2 3 - 8 0 0 8 FAX 0 5 5 4 - 2 3 - 1 2 1 6
韮 崎 市 総 務 課	電話 0 5 5 1 - 2 2 - 1 1 1 1 FAX 0 5 5 1 - 2 2 - 8 4 7 9
南アルプス市防災危機管理室	電話 0 5 5 - 2 8 2 - 6 4 9 4 FAX 0 5 5 - 2 8 2 - 1 1 1 2
北 杜 市 地 域 課	電話 0 5 5 1 - 4 2 - 1 3 2 3 FAX 0 5 5 1 - 4 2 - 1 1 2 2
甲 斐 市 消 防 防 災 対 策 室	電話 0 5 5 - 2 7 8 - 1 6 7 6 FAX 0 5 5 - 2 7 6 - 7 2 1 5
笛 吹 市 総 務 課	電話 0 5 5 - 2 6 1 - 3 3 6 1 FAX 0 5 5 - 2 6 2 - 4 1 1 5
上 野 原 市 総 務 課	電話 0 5 5 4 - 6 2 - 3 1 1 7 FAX 0 5 5 4 - 6 2 - 5 3 3 3
甲 州 市 総 務 課	電話 0 5 5 3 - 3 2 - 5 0 4 1 FAX 0 5 5 3 - 3 2 - 1 8 1 8
中 央 市 危 機 管 理 課	電話 0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 1 9 FAX 0 5 5 - 2 7 4 - 7 1 3 0
市 川 三 郷 町 総 務 課	電話 0 5 5 - 2 7 2 - 1 1 0 2 FAX 0 5 5 - 2 7 2 - 2 5 2 5
富 士 川 町 防 災 課	電話 0 5 5 6 - 2 2 - 7 2 1 8 FAX 0 5 5 6 - 2 2 - 3 1 7 7
早 川 町 総 務 課	電話 0 5 5 6 - 4 5 - 2 5 1 1 FAX 0 5 5 6 - 2 0 - 5 0 0 0
身 延 町 総 務 課	電話 0 5 5 6 - 4 2 - 4 8 0 0 FAX 0 5 5 6 - 4 2 - 2 1 2 7

災害時関係機関連絡先（市町村）

機関・部署・担当者等	電話・FAX 番号
南 部 町 交 通 防 災 課	電話 0 5 5 6 - 6 6 - 3 4 1 7 FAX 0 5 5 6 - 6 6 - 2 1 9 0
昭 和 町 企 画 財 政 課	電話 0 5 5 - 2 7 5 - 8 1 5 4 FAX 0 5 5 - 2 7 5 - 2 1 0 9
道 志 村 総 務 課	電話 0 5 5 4 - 5 2 - 2 1 1 1 FAX 0 5 5 4 - 5 2 - 2 5 7 2
西 桂 町 総 務 課	電話 0 5 5 5 - 2 5 - 2 1 2 1 FAX 0 5 5 5 - 2 0 - 2 0 1 5
忍 野 村 総 務 課	電話 0 5 5 5 - 8 4 - 7 7 9 1 FAX 0 5 5 5 - 8 4 - 3 7 1 7
山 中 湖 村 総 務 課	電話 0 5 5 5 - 6 2 - 1 1 1 1 FAX 0 5 5 5 - 6 2 - 3 0 8 8
鳴 沢 村 総 務 課	電話 0 5 5 5 - 8 5 - 2 3 1 1 FAX 0 5 5 5 - 8 5 - 2 4 6 1
富 士 河 口 湖 町 総 務 課	電話 0 5 5 5 - 7 2 - 1 1 1 2 FAX 0 5 5 5 - 7 2 - 0 9 6 9
小 菅 村 総 務 課	電話 0 4 2 8 - 8 7 - 0 1 1 1 FAX 0 4 2 8 - 8 7 - 0 9 3 3
丹 波 山 村 総 務 企 画 課	電話 0 4 2 8 - 8 8 - 0 2 1 1 FAX 0 4 2 8 - 8 8 - 0 2 0 7

災害時連絡先（その他）

機関・部署・担当者等	電話・FAX番号
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX
	電話 FAX

MEMO

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

職員災害対応ハンドブック

編 集 山梨県防災局防災危機管理課
防災企画担当

防災行政無線 9-200-2505

NTT電話 055-223-1432

F A X 055-223-1429

発 行 平成30年4月



山梨県